

1 組織、動員、防災関係機関

1-1 平塚市防災会議条例

制 定 昭和38年3月27日条例第10号

最近改正 平成26年9月25日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、平塚市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 平塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 神奈川県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 神奈川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 市の消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) その他市長が必要と認めるものうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

付 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則 (昭和54年12月22日条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月6日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 平塚市防災会議運営要綱

制 定 昭和50年4月1日

最近改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市防災会議条例（昭和38年条例第10号）第6条の規定に基づき、平塚市防災会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長がこれを招集し、その議長となる。会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がこれにあたる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は委員とみなす。

(専決処分)

第4条 緊急を要する場合であつて、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告しなければならない。

(部会)

第5条 部会は、部会長がこれを招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、平塚市市長室災害対策課が処理する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、その都度会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年3月5日から施行し、昭和55年5月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

1-3 平塚市防災会議委員名簿

令和4年12月1日現在

No.	区分	機 関 名 称	役 職 名	住 所	電話番号
	◎	平塚市	市 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
1	○	海上保安庁湘南海上保安署	署 長	藤沢市江の島1丁目12番3号	0466-22-4999
2	○	陸上自衛隊 第4施設群	群 長	相模原市南区新戸2958	046-253-7670
3	○	神奈川県湘南地域県政総合センター	所 長	平塚市西八幡1-3-1	22-2711
4	○	神奈川県平塚土木事務所	所 長	平塚市西八幡1-3-1	22-2711
5	○	神奈川県平塚保健福祉事務所	所 長	平塚市豊原町6-21	32-0130
6	○	神奈川県企業庁平塚水道営業所	所 長	平塚市西八幡1-3-1	22-2711
7	○	神奈川県平塚警察署	署 長	平塚市西八幡1-3-2	31-0110
8	○	平塚市	副 市 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
9	○	平塚市	副 市 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
10	○	平塚市民病院	病院事業管理者	平塚市南原1-19-1	32-0015
11	○	平塚市	防災・危機管理監	平塚市浅間町9-1	23-1111
12	○	平塚市教育委員会	教 育 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
13	○	平塚市消防本部	消 防 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
14	○	平塚市消防団	団 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
15	○	東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅	副 長	平塚市宝町1-1	22-6677
16	○	東日本電信電話(株)神奈川県西支店	支 店 長	藤沢市朝日町1-6NTT藤沢ビル	0466-22-8961
17	○	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社	支 社 長	平塚市追分1-4	57-4507
18	○	東京ガスネットワーク(株)神奈川県西支店	支 店 長	藤沢市片瀬92番地	0466-28-3751
19	○	神奈川中央交通西(株)平塚営業所	事 務 掛	平塚市田村4-5-4	55-7700
20	○	(一社)神奈川県トラック協会	次 長	横浜市港北区新横浜2丁目11番地の1	045-471-5511
21	○	平塚市議会	議 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
22	○	平塚市議会	副 議 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
23	○	平塚市自治会連絡協議会	会 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
24	○	平塚商工会議所	副 会 頭	平塚市松風町2-10	22-2510
25	○	(一社)平塚市医師会	会 長	平塚市東豊田448-3	52-0355
26	○	(一社)平塚建設業協会	会 長	平塚市豊原町21-36	31-0687
27	○	平塚管工事業協同組合	理 事 長	平塚市西八幡2-1-5	21-6398
28	○	(公社)神奈川県LPガス協会 湘南支部平塚中郡部会	部 会 長	平塚市平塚2-31-6	31-0947
29	○	平塚市漁業協同組合	理 事	平塚市千石河岸28-13	21-0146
30	○	湘南農業協同組合	企画管理部長	伊勢原市田中250番地	93-8111
31	○	女性防災クラブ「平塚パワーズ」	会 長	平塚市浅間町9-1	23-1111
32	○	西湘地域労働者福祉協議会	副 会 長	平塚市浅間町12-41	31-2777
33	○	(公社)神奈川県理学療法士会	災害対策委員会 担当理事	横浜市西区楠町4-12	045-326-3225

備考 ◎印は会長、○印は委員を表す。

1-4 平塚市災害対策本部条例

制 定 昭和38年3月27日条例第11号

最近改正 平成24年9月26日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、平塚市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任規定)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8年9月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 平塚市災害対策本部要綱

制 定 昭和50年4月1日

最近改正 令和5年1月1日

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号）第4条の規定に基づき、平塚市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第2章 本 部

(組織及び分担業務)

第2条 本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 本部の分担業務は、別表第2のとおりとする。

(災害対策副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び病院事業管理者をもって充てる。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長が指名する職員をもって充てる。

(部長等)

第5条 部に部長を、班に班長、及び班員を置く。

2 部に副部長、班に副班長を置くことができる。

3 部長及び副部長、班長及び副班長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 班員は、別表第1において、各班を構成する課に属する職員をもって充てる。ただし、初期対応班及び避難班の一部は本部長が指名する職員をもって充てる。

5 部長は、上司の命を受け、部の業務を掌理し、所属部員を指揮監督する。

6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 班長は、上司の命を受け、班の業務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

8 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理する。

9 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

10 副部長又は副班長が複数置かれる部の部長は、あらかじめ当該職の代理順位を定めておくものとする。

(本部会議)

第6条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害応急対策についての重要な指示又は総合調整等を行うため必要があると認めるときは、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び別表第3の部長をもって構成する。ただし、本部長が

災害応急対策上必要と認めるときは、指名する職員を加えることができる。

- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に防災関係機関等の出席を求めることができる。
- 4 本部会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、基本方針を決定する。
 - (1) 災害応急対策の総合調整に関すること。
 - (2) 県災害対策本部との協議に関すること。
 - (3) 職員の配備体制及び各部班間の応援体制に関すること。
 - (4) 避難情報に関すること。
 - (5) 関係機関への応援要請に関すること。
 - (6) 災害救助法の適用要請に関すること。
 - (7) 激甚災害の指定の要請に関すること。
 - (8) 災害応急対策に要する予算及び資金に関すること。
 - (9) 義援金品の募集及び配分に関すること。
 - (10) その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること。
- 5 本部会議の運営は、本部班・総合調整班から本部長が指定する職員が行うものとする。
(本部連絡員)

第7条 本部の各部に本部連絡員を1名置き、部長が所属部員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、所属部との連絡に当たるとともに、所属部に係る業務を処理する。
(配備体制等)

第8条 本部長は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。

- 2 災害状況等に対応した配備体制は、別表第4のとおりとする。
- 3 各部長は、別表第4に定めるもののうち、(1)イ動員の発令による配備及び(2)その他の災害の配備体制ごとに所属職員の配備編成計画をあらかじめ整備するものとする。
(ブロック内における要員の活用)

第9条 災害応急対策を効率的に実施するため、災害対策本部組織に複数の部で構成するブロックを次のとおり設置する。ブロック内においては、相互協力し、要員の機動的かつ流動的な活用を図るものとする。

- (1) 第1ブロック 総合対策部 救援対応部 総務部 食料部 給水部
- (2) 第2ブロック 医療救護部 環境衛生部
- (3) 第3ブロック 建築判定部 住宅・公園部 土木復旧部 ボランティア部
(指定避難所の応援体制)

第10条 被災者に対する救援体制の強化及び指定避難所の機能維持を図るため、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立し、避難所配備職員の増強又は交替を行うものとする。
(緊急参集時の指揮の代行)

第11条 この要綱又は別に定める配備編成計画により災害応急対策活動の指揮を執る者として、

職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 0 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 5 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

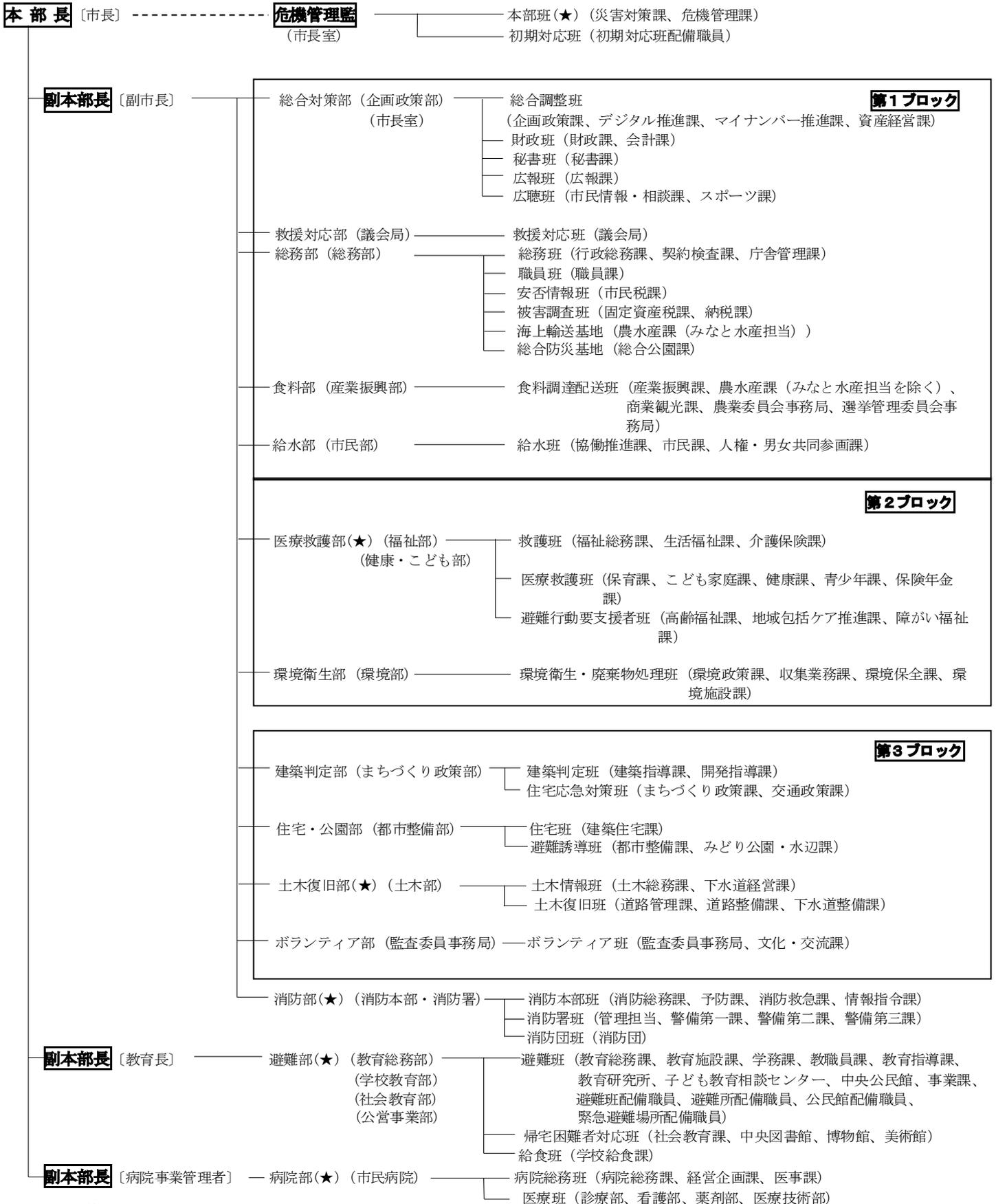
附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1（第2条、第5条関係）
平塚市災害対策本部組織



注

- ※ ブロック内の各部は、要員の機動的な活用を図るなど相互協力して、災害応急対策にあたるものとする。
- ※ 本市域における壊滅的な被害の発生に伴い、災害対策本部の機能が著しく低下し、発災当初における集中的な災害対応が必要となった場合には、(★)の部班の業務を優先業務とし、全庁の総力を当てるものとする。
- ※ 避難所の運営においては、必要に応じて災害対策本部における応援体制を確立する。

別表第2（第2条、第5条関係）
平塚市災害対策本部分担業務

部	部長	班	班 長	分 担 業 務
<p>「部長」欄の◎印は部長、○印は副部長を、「班長」欄の◎印は班長、○印は副班長をそれぞれ表す。本市域における壊滅的な被害の発生に伴い、災害対策本部の機能が著しく低下し、発災当初における集中的な災害対応が必要となった場合には、★の部班の業務を優先業務とし、全庁の総力を当てるものとする。</p>				
各部共通事項				<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の職員の動員、配備等に関する事。 2 各部及び部内の連絡調整に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成等に関する事。 5 風水害等の発生のおそれがある場合における各部対応に関する事。 6 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事。 7 平常業務に関連する事項の状況調査及び取りまとめに関する事。 8 他部の応援に関する事。 9 応急対策特命に関する事。
危機管理監（防災・危機管理監）	本部班★	◎災害対策課長 ○危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長からの命令及び伝達に関する事。 3 本部会議に関する事。 4 各部への指示及び各部間の調整に関する事。 5 国及び県との連絡調整に関する事。 6 避難情報に関する事。 7 防災関係機関等からの被害状況の収集に関する事。 	
		◎初期対応班長 ○初期対応副班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び災害対策戦略室の設置準備に関する事。 2 初期における情報収集及び整理に関する事。 3 初期における市民対応に関する事。 4 その他初期対応に関し必要な業務に関する事。 	
総合対策部	◎企画政策部長	◎企画政策課長 ○デジタル推進課長 ○マイナンバー推進課長 ○資産経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用要請及び自衛隊の応援要請に関する事。 2 防災関係機関への協力要請に関する事。 3 市有財産の被害状況の把握に関する事。 4 被害状況等災害資料の作成に関する事。 5 災害対策基本法の公用令書の発行に関する事。 6 応援協定都市等への支援要請に関する事。 7 各部の情報及び対応状況等の収集に関する事。 8 災害情報の取りまとめに関する事。 	
	○市長室長	◎財政課長 ○会計課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の受入れ及び配分に関する事。 2 義援金の出納及び保管に関する事。 3 災害救助法の補助金に関する事。 4 災害関係予算の執行手続に関する事。 5 災害関係予算の配当に関する事。 6 災害関係予算の出納に関する事。 	
	○企画政	◎秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 視察、見舞、調査等来庁者に関する事。 	

策部 デジタル 推進担 当部長	広報班	◎広報課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への災害予報、災害状況等の広報に関する事。 2 報道機関への災害情報、生活情報等の提供に関する事。 3 ライフライン等の生活情報の収集伝達に関する事。 4 被災状況の写真撮影等記録に関する事。 5 防災行政無線（固定系）による広報に関する事。 6 湘南ケーブルネットワーク（株）及び（株）湘南平塚コミュニティ放送との連絡調整に関する事。 	
	広聴班	◎市民情報・相談課長 ○スポーツ課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 臨時電話対応及び臨時市民相談に関する事。 	
救援 対応部	◎議 会局 長	◎議 会局 次長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国内外の公的機関・団体からの救援隊の受入れに関する事。 2 議会関係の視察、見舞及び調査等の来庁者に関する事。 	
総務部	◎ 総務 部長	総務班	◎行政総務課長 ○契約検査課長 ○庁舎管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部活動用電話、事務機器等の仮設に関する事。 2 市庁舎の安全確認及び管理に関する事。 3 緊急文書等の印刷等に関する事。 4 生活関連物資の調達に関する事。 5 車両の調達及び管理に関する事。 6 トラック協会等運輸関係機関との連絡調整に関する事。 7 生活物資及び援助物資の在庫管理に関する事。 8 援助物資の受入れ、保管及び生活関連物資の避難所等への配送に関する事。 9 総合防災基地との連絡調整に関する事。 10 公共施設の応急対応及び使用に関する事。
		職員班	◎職員課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員（再任用職員及び非常勤職員《日々雇用職員を除く。》を含む。）の招集及び配備に関する事。 2 被災職員に関する事。 3 職員及び応援職員等の健康管理に関する事。 4 職員の公務災害補償に関する事。 5 時間外勤務に関する事。 6 職員等の食料の確保及び勤務の支援に関する事。 7 災害対策基本法により派遣された職員の身分取扱いに関する事。
		安否情報班	◎市民税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び整理に関する事。 2 安否情報の照会対応に関する事。 3 警察等との連絡調整に関する事。
		被害調査班	◎固定資産税課長 ○納税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害調査のための特別調査班に関する事。 2 建物の被害調査及び取りまとめに関する事。 3 企業、農林、水産、畜産等の被害調査の取りまとめに関する事。 4 被災者の世帯構成等の把握に関する事。 5 り災証明の発行に関する事。 6 税の減免及び徴収猶予に関する事。
		海上輸送基地	◎農水産課 み な と 水 産 担 当 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港及び海上輸送に関する事。

		総合防災基地	◎総合公園課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の避難誘導に関する事。 2 備蓄品の払出し及び資機材の貸出しに関する事。 3 援助物資の保管の調整に関する事。 4 応援自治体職員の宿泊施設の管理に関する事。 5 食料調達配送班及び総務班との連絡調整に関する事。 6 施設の保安全管理に関する事。
食料部	◎ 産業振興部長	食料調達配送班	◎産業振興課長 ○農水産課長 ○商業観光課長 ○農業委員会事務局長 ○選挙管理委員会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料の調達に関する事。 2 援助食料の受入れ、保管及び配分に関する事。 3 総合防災基地、ひらつかアリーナ及び消防署旭出張所の備蓄食料の払出しに関する事。 4 避難所等への食料の配送に関する事。
給水部	◎ 市民部長	給水班	◎協働推進課長 ○市民課長 ○人権・男女共同参画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保に関する事。 2 避難所等への給水及び搬送に関する事。 3 水道営業所等関係機関との連絡調整に関する事。 4 他団体等からの応援給水に関する事。
医療救護部★	◎ 福祉部長 ○ 健康・こども部長	救護班	◎福祉総務課長 ○生活福祉課長 ○介護保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事。 2 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 3 行方不明者及び死亡者の捜索に関する事。 4 死体の収容、処理及び埋火葬等に関する事。 5 避難所等の巡回による相談業務に関する事。
		医療救護班	◎保育課長 ○こども家庭課長 ○健康課長 ○青少年課長 ○保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急医療及び助産活動に関する事。 2 県及び関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報に関する事。 3 医師会等の連絡調整に関する事。 4 臨時救護所の開設及び運営に関する事。 5 臨時救護所との連絡調整に関する事。 6 避難所等の巡回による相談業務に関する事。 7 感染症患者に関する事。 8 日本赤十字社との連絡調整に関する事。
		避難行動要支援者班	◎高齢福祉課長 ○地域包括ケア推進課長 ○障がい福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等の巡回による相談業務に関する事。 2 福祉避難所及び二次的避難施設への受入れ、搬送調整に関する事。 3 福祉避難所への入所管理、福祉用具等の調達要請及び運営ボランティア等の受入れ調整など、福祉避難所の運営に関する事。
環境衛生部	◎ 環境部長	環境衛生・廃棄物処理班	◎環境政策課長 ○収集業務課長 ○環境保全課長 ○環境施設課長 ○環境施設課施設管理担当課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の防疫等保健衛生に関する事。 2 被災地の鼠族、昆虫等の駆除に関する事。 3 被災地のし尿の収集及び仮設トイレに関する事。 4 野犬等の回収に関する保健所等との連絡調整に関する事。 5 被災地のごみの収集及び処理に関する事。 6 被災地の災害廃棄物等の処理に関する事。 7 被災地のし尿の処理に関する事。 8 死亡小動物の処理に関する事。 9 収集車両の管理に関する事。 10 業者等との連絡調整に関する事。 11 避難所との連絡調整に関する事。

建築判定部	◎ まちづくり政策部長 ○ まちづくり政策部交通政策担当部長	建築判定班	◎建築指導課長 ○開発指導課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物応急危険度判定に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。 3 建築相談及び住宅金融支援機構等の融資制度に関すること。 4 開発事業に伴う災害復旧の指導に関すること。 5 建築基準法に定める仮設建築物等の建築に関すること。
		住宅応急対策班	◎まちづくり政策課長 ○交通政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建造物の危険箇所の点検及び安全確保に関すること。 2 倒壊建造物の解体撤去等に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 被災後の都市計画及び復興計画に関すること。
住宅・公園部	◎ 都市整備部長	住宅班	◎建築住宅課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設住宅用地の確保及び調整に関すること。 2 仮設住宅の建設に関すること。 3 市営住宅等の公共施設の応急修理に関すること。 4 仮設住宅の管理及び入居者の決定に関すること。 5 被災者の住宅入居相談に関すること。
		避難誘導班	◎都市整備課長 ○都市整備課中心市街地活性化担当課長 ○みどり公園・水辺課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導に関すること。 2 広域避難場所に関すること。 3 公園及び空き地等の避難者の措置に関すること。 4 情報拠点、避難所及び公民館との連絡調整に関すること。
土木復旧部★	◎ 土木部長	土木情報班	◎土木総務課長 ○下水道経営課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう及びトンネルの被害状況調査に関すること。 2 交通支障箇所の情報収集に関すること。 3 県及び市が指定する緊急輸送路に関すること。 4 交通規制に係る警察等関係機関との調整に関すること。 5 緊急輸送車両確認証明に関すること。 6 河川、下水道の被害状況調査及び液状化被害の情報収集に関すること。 7 下水道に係る市民への情報伝達に関すること。
		土木復旧班	◎道路管理課長 ○道路整備課長 ○下水道整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう及びトンネルの応急復旧に関すること。 2 道路、橋りょう及びトンネルの通行止め、迂回、通行制限等に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 がけ崩れ等の応急措置に関すること。 5 河川、下水道等危険箇所の警戒及び防御に関すること。 6 河川、下水道等の応急復旧に関すること。 7 内水排除及び水防活動に関すること。 8 支援団体の指導及び監督に関すること。

ボランティア部	◎ 監査委員事務局長	ボランティア班	◎監査委員事務局長 ○文化・交流課長	1 災害時ボランティアネットワークセンターに関する事。 2 災害多言語支援センターに関する事。
	◎ 教育総務部長 ○ 学校教育部長 ◎ 避難部★ ○ 社会教育部長	避難班	◎教育総務課長 ○教育施設課長 ○学務課長 ○教職員課長 ○教育指導課長 ○教育研究所長 ○子ども教育相談センター所長 ○中央公民館長 ○事業課長	1 情報拠点、避難所及び公民館の統括に関する事。 2 学校との連絡調整及び情報収集に関する事。 3 仮設校舎の建設に関する事。 4 学校施設及び設備の応急修理に関する事。 5 文教関係義援金品の配分に関する事。 6 応急教育及び被災児童生徒に対する教科書及び学用品の給付に関する事。 7 所管施設の応急利用に関する事。 8 総合調整班との連絡調整に関する事。
≪避難所配備職員≫ 1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難所の分散備蓄品に関する事。 3 避難所における防災資機材の貸出しに関する事。 4 避難所等における必要物資の取りまとめ、要請、受入れ及び配分の調整に関する事。 5 避難所等における給水に関する事。 6 学校、消防団及び自主防災組織等との連絡調整に関する事。 7 観客等利用者（平塚競輪場）の避難誘導に関する事。 8 避難情報に関する事。 9 情報拠点及び公民館との連絡調整に関する事				
≪公民館配備職員≫ 1 局所災害時の避難者及び自主避難者の受入れに係る公民館の開設及び運営に関する事。 2 避難情報に関する事。 3 情報拠点及び避難所との連絡調整、情報拠点への協力に関する事				
◎ 公営事業部長	帰宅困難者対応班	◎社会教育課長 ○中央図書館長 ○博物館長 ○美術館長	1 帰宅困難者用一時滞在施設の開設に関する事。 2 鉄道事業者等及び一時滞在施設管理者との連絡調整に関する事。 3 帰宅困難者への情報提供に関する事。	
	給食班	◎学校給食課長	1 被災者等への給食及び調理に関する事。 2 給食施設がある学校との連絡調整に関する事。	

病院部★	◎ 病院事務局長	病院総務班	◎病院総務課長 ○経営企画課長 ○医事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療関係業者との連絡調整及び医薬品、医療機材等の調達に関すること。 2 施設、設備等の被災時の応急対策に関すること。 3 県下自治体病院の相互応援に関すること。 4 支援協力病院等の連絡調整に関すること。 5 患者の受入れに関すること。 6 医事関係諸証明等に関すること。 7 院内外の情報連絡体制に関すること。
		医療班	◎副病院長 ○診療部長 ○看護部長 ○薬剤部長 ○医療技術部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 既入院患者及び緊急患者の治療、看護及び助産に関すること。 2 緊急患者救護のための医師、看護師等の派遣及び医療活動に関すること。 3 一般外来患者の医療活動に関すること。 4 感染症患者の治療及び看護に関すること。
消防部★	◎ 消防長	消防本部班	◎消防総務課長 ○予防課長 ○消防救急課長 ○情報指令課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び消防団員の招集、配備に関すること。 2 被災職員に関すること。(消防職員及び消防団員に限る。) 3 消防職員及び消防団員の公務災害補償に関すること。 4 地震情報の受理伝達に関すること。 5 災害時広報に関すること。 6 災害の情報収集に関すること。 7 消防相互応援に関すること。 8 その他平塚市警防規程に定める事項に関すること。
		消防署班	◎消防署長 ○警備第一課長 ○警備第二課長 ○警備第三課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の情報収集に関すること。 2 災害の広報に関すること。 3 災害の警戒及び鎮圧に関すること。 4 被災者の救護及び搬送に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 被害の原因及び調査に関すること。 7 その他平塚市警防規程に定める事項に関すること。
		消防団班	◎消防団長 ○副団長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の情報収集に関すること。 2 災害の警戒及び鎮圧に関すること。 3 被災者の救護に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 その他平塚市警防規程に定める事項に関すること。

別表第3（第6条関係）

平塚市災害対策本部会議構成

- (1) 本部長（市長）
- (2) 副本部長（副市長）
- (3) 副本部長（副市長）
- (4) 副本部長（教育長）
- (5) 副本部長（病院事業管理者）
- (6) 危機管理監（防災・危機管理監）
- (7) 総合対策部長（企画政策部長）
- (8) 総合対策副部長（市長室長）
- (9) 救援対応部長（議会局長）
- (10) 総務部長（総務部長）
- (11) 食料部長（産業振興部長）
- (12) 給水部長（市民部長）
- (13) 医療救護部長（福祉部長）
- (14) 環境衛生部長（環境部長）
- (15) 建築判定部長（まちづくり政策部長）
- (16) 住宅・公園部長（都市整備部長）
- (17) 土木復旧部長（土木部長）
- (18) ボランティア部長（監査委員事務局長）
- (19) 消防部長（消防長）
- (20) 避難部長（教育総務部）
- (21) 病院部長（病院事務局長）

ただし、本部長が災害応急対策上必要と認めるときは、指名する職員を加えることができる。

別表第4（第8条関係）

平塚市災害対策本部配備体制

(1) 地震災害時の動員基準及び配備内容等

ア 自動参集による配備

	参集基準	配備内容	職員の対応
地震	気象庁発表による〔震度5強〕以上の地震が発生したとき。 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき。	原則として、全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制	〔震度5強〕以上の情報を覚知した場合または気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合には動員発令を待つことなく、速やかに所定の場所に全職員が参集する。
津波	気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に大津波警報、津波警報を発表したとき。	原則として、全職員を配備し、災害応急対策が即時に実施できる体制	相模湾・三浦半島津波予報区の大津波警報、津波警報の情報を覚知した場合には、動員発令を待つことなく、速やかに所定の場所に全職員が参集する。

イ 動員の発令による配備

	参集基準	配備内容	職員の対応
地震	気象庁による〔震度4〕以上により、本市域に被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	災害の状況により、職員の一部を配備し、事態の推移により、必要人員を増員するなど、臨機に災害応急対策に当たる体制	動員の発令があった場合には、速やかに所定の場所に参集する。
津波	気象庁が、相模湾・三浦半島津波予報区に津波注意報を発表したとき、又は、本市域に、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。		

備考 〔震度5強〕及び〔震度4〕以上の震度判定の基準地点は「平塚市」です。

(2) その他の災害の配備体制（動員の発令による配備）

種別	配備（動員発令）基準	配備内容
1号配備	本部が設置されたとき。	警戒体制を強化し、災害応急対策が即時に実施できる体制として各部班で予め定めた人員
2号配備	局地的災害が発生し、さらに被害が拡大し又は拡大のおそれのあるとき。	1号配備を強化し、災害応急対策が即時に実施できる体制として各部班で予め定めた人員
3号配備	市内全域にわたり災害が発生し、又は、局地的災害で本部の全活動力を必要とするとき。	全職員

(3) 事前配備

市長は、本部設置以前においても、災害応急対策を即時に実施する必要があると認めるときは、動員を発令する。

1-6 平塚市地域防災計画に関する職員動員・配備体制等の取扱い細則

この細則は、平塚市地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に定める職員の動員・配備体制等の取扱いに関し、細部に係る必要な事項を定める。

1 動員・配備の対象職員

災害時における職員の動員、配備の対象職員(以下「職員」という。)は次のとおりとする。

- (1) 平塚市職員定数条例に規定する職員(正規職員及び常時勤務する再任用職員)
- (2) 地方公務員法に規定される再任用職員(再任用短時間勤務職員)
- (3) 地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員(月額報酬で支給する職員)

2 動員・配備の基準

災害時における職員の動員、配備の基準は次のとおりとする。

(1) 地震災害時の動員

ア 自動参集

- (ア) 「震度5強」以上の地震が発生したとき
全職員は所定の場所へ参集する。
- (イ) 大津波警報、津波警報が発表されたとき
全職員は所定の場所へ参集する。
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき
全職員は所定の場所へ参集する。

イ 動員の発令(緊急連絡網等による招集)

- (ア) 「震度4」以上の地震が発生した場合で、被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
災害の状況による動員発令の決定は、本部班が災害対策本部長(市長)等に具申し行うものとし、災害の状況に応じた部・班とする。
なお、動員発令された部・班の職員は所定の場所へ参集する。
- (イ) 津波注意報が発表されたとき、又は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき
上記(ア)に準ずる。

(2) 風水害等の災害時の動員

ア 動員の発令

災害の状況等に応じ、別に定める配備基準(1～3号配備)に基づき、緊急連絡網等により招集があったとき

各部・各班においてあらかじめ定められている職員は所定の場所へ参集する。

(3) 事前配備

市長は、本部設置以前においても、災害応急対策を即時に実施する必要があると認めるときは、動員を発令する。

(4) 参集時の状況判断

ア 上記基準により職員が参集する場合において、職員・家族の負傷若しくは住家の被害又は交通遮断等のやむを得ない状況により即時参集することが困難な職員は、それらの状況の推移を待って、自己の判断により速やかに参集するものとする。

イ この場合、職員は参集が長期にわたり不可能とおもわれるとき等は、可能な手段をもって所属の班長に連絡するものとする。

3 参集時の留意事項

上記動員の基準により、職員が参集するに際して留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 服装及び携行品

ア 応急活動に便利で安全な服装(防災服のある者は防災服)とし、必要な用具をできる限り携行するものとする。

イ この場合、災害の発生時間又は規模等の状況によっても異なるので、服装及び携行品に関しては、上記趣旨を踏まえた中で、個々の職員が判断するものとする。

(2) 参集途上の緊急措置

ア 職員は、参集途上において火災又は人身事故に遭遇したときは、可能な範囲内で緊急措置を行うとともに、消防・警察又は最寄りの避難所に通報した後、参集する。

イ この場合の「可能な範囲内での緊急措置」とは、速やかに参集し自己の本来の任務につくことを優先することを原則に、必要最小限の措置（例えば、火災の発見や即時救助を必要とする人身事故に遭遇した際の付近住民等への通報又は救助要請等）とする。

(3) 被害状況等の報告

職員は、参集途上において被害状況や災害情報の収集に努め、参集後所属の班長を通じて報告する。

4 従事する業務

職員が従事する業務の範囲は次のとおりとする。

なお、個々具体的な業務の内容は、地域防災計画の定めに基づき、災害対策本部の部又は班において別に定める。

(1) 各部・班の職員

原則として、各職員が所属する部・班の行う業務に従事する。ただし、他部への応援、特命事項従事等の指示がある場合は、その業務に従事する。

(2) 初期対応班に配備される職員

初期対応班に定められた業務が終了したときは、所属する部・班の業務に従事する。

(3) 現業職員

現業職員は、各職員が所属する部・班の行う業務に従事することを原則とする。ただし、他部への応援等の指示がある場合は、その業務に従事する。

なお、給食調理員については、委託業者職員と協力し、次のとおり実施する。

ア 共同調理場の給食調理員等

避難部給食班に属し、炊出し等の業務に従事する。また、委託業者職員を除く共同調理場の給食調理員等は、その業務が終了したときは、避難部避難班の業務である避難所の運営等の業務に従事する。

イ 単独校の給食調理員

避難部給食班に属し、単独校にて炊き出し等の業務に従事するが、共同調理場の炊出し等の業務支援を優先する。また、委託業者職員を除く単独校の給食調理員は、その業務が終了したときは、避難部避難班の業務である避難所の運営等の業務に従事する。

5 従事時間

災害の状況によって異なるので一概に規定はできないが、原則として次のとおり取り扱うものとする。

(1) 第1～第2対応期（発災～3日以内）における従事時間

第1～第2対応期における従事時間は、混乱期の特殊性から、平常時における勤務時間の割振りにかかわらず必要な時間従事するものとする。ただし、所属の班長は職員に対し、可能な限り休憩、仮眠時間又は交代要員の確保等、職員の健康管理に配慮するものとする。

(2) 第3対応期以降（3日～）における従事時間

上記(1)が過ぎ、業務が比較的安定してきた場合には、可能な範囲で平常時の勤務体制へ移行するものとする。

(3) 従事時間の管理

所属の班長は、総務部職員班（職員課）の指示により、所属職員の従事時間を把握し、必要に応じて報告する。

6 従事職員の健康管理

業務を行うにあたり、特に災害応急対応が長期化する場合は、これらの業務に従事する職員の健康管理について十分配慮するものとする。

なお、職員の健康保持と過度の負担の軽減策として、当面次の措置をとるものとする。

- (1) 特定の部署又は職員に過度の負担がかかることのないよう、特に職員配備の管理を徹底し、その配備の流動化を図る
- (2) 防災関係民間団体、ボランティア、自主防災組織及び教職員等の協力体制を整備、充実し、職員のみへの対応の限界を補完する。
- (3) 職員の待機、休憩（仮眠）用施設として、中央公民館、勤労会館等を指定する。

7 その他配慮を必要とする職員

上記各項に定めるものの他、配慮を必要とする職員の業務内容等については次のとおり取り扱う。

(1) 業務内容

個々職員の業務分担の割振り又は指示にあたっては、職員の身体的特徴や家庭環境等に配慮するものとする。

(2) 動員、従事時間等

原則として、上記「2 動員・配備の基準」及び「5 従事時間」とするが、次に該当する職員については、勤務時間外の動員又は業務従事は、本人からあらかじめ所属の班長に申し出があった場合は免除することができる。（所属の班長は職員班長に報告する。）

ア 妊娠中の者

イ 満1歳に満たない子を有する者

ウ 介護を要する家族を有する者

エ その他特別の事情を有する者でやむを得ないと認められる者

8 地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）

上記各項に定めるものの他、地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）の業務内容等については次のとおり取り扱う。

(1) 業務内容

各職員が所属する部・班の行う業務に従事する。

(2) 従事時間等

地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）が業務に従事する時間は、平常時に割振られた所定の勤務時間内とする。

ただし、大規模な災害等の場合で必要と認めるときは、その者の同意を得て、所定の時間を超えて業務に従事させることができる。

(3) 市民窓口センターの地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）

市民課と公民館を兼務する市民窓口センターの地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）は、公民館の地方公務員法に規定されるパートタイム会計年度任用職員（月額報酬で支給する職員）として「避難部」の業務に従事する。ただし、災害の状況等により必要なときは、「給水部」の業務に従事する。

9 給与、公務災害補償等の取扱い

業務に従事する職員の給与及び公務災害補償等の取扱いは次のとおりとする。

(1) 時間外勤務手当

災害対策業務に従事した職員に対する時間外勤務手当の支給等に関しては、給与に関する条例等の定めるところによる。

(2) 公務災害補償

災害対策業務従事中の負傷等職員の災害補償については、現行の公務災害補償等の制度を適用する。

10 その他

この細則に定める事項以外に新たに定めるべき事例が生じた場合には、必要に応じて職員組合等関係機関と協議し決定する。

11 施行

この細則は、平成8年6月5日から施行する。

この細則は、平成8年10月1日から施行する。

この細則は、平成13年4月1日から施行する。
この細則は、平成17年10月1日から施行する。
この細則は、平成20年4月1日から施行する。
この細則は、平成25年1月1日から施行する。
この細則は、平成27年3月27日から施行する。
この細則は、平成29年4月1日から施行する。
この細則は、平成30年1月16日から施行する。
この細則は、令和2年4月1日から施行する。
この細則は、令和3年1月19日から施行する。
この細則は、令和5年1月1日から施行する。

1-7 神奈川県

令和4年10月現在

1 防災主管課 代表番号 045-210-1111

局名	課名	グループ名	電話番号 FAX番号	防災行政 通信網	住所
くらし 安全 防災局	総務室	企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829		横浜市中区日本大通 1
		総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829		
		情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829	3575	
	危機管理 防災課	調整グループ	045-210-3425 045-210-8829		
		計画グループ	045-210-5945 045-210-8829	3579 3580	
		応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829	3581 3582	
		訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829		
	消防 保安課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829		
		消防グループ	045-210-3436 045-210-8829	3583	
		LPガス・火薬・電気 グループ	045-210-3475 045-210-8830	3584	
		高圧ガス・コンビナ ートグループ	045-210-3479 045-210-8830		
	くらし 安全 交通課	企画グループ	045-210-3552 045-210-8953	3585	
		推進グループ	045-210-3520 045-210-8953		
		横浜駐在事務所	045-312-1121 (内線 3431) 045-311-4755		

消費生活課	企画グループ	045-312-1121 (2621～2、2643、 2653) 045-312-3506	3587	
	指導グループ	045-312-1121 (2630～3)		
	消費者教育推進 グループ	045-312-1121 (2610、2640～ 2)		
	相談第一グループ	045-312-1121 (2650～2)		
	相談第二グループ	045-312-1121 (2660～2)		
温泉地学 研究所		0465-23-3588 0465-23-3589	2622 2623 2624	小田原市入生田 586
総合防災 センター		046-227-0001 046-227-0027	3743 3744 3745	厚木市下津古久 280
休日・夜間 の気象予 報	当直員	045-210-3456 045-201-6409	3501 3502 3503 3504	

2 市内県出先関係機関

機関名	部・課名	電 話 F A X	防災行政 通信網	住所
湘南地域県政総合センター	県民・防災課	0463-22-2711 0463-23-0599	3711 3712 3713 3714	平塚市西八幡 1-3-1
平塚保健福祉事務所	管理課	0463-32-0130 0463-35-4025	2631	平塚市豊原町 6-21
平塚土木事務所	管理課	0463-22-2711 0463-24-0488	2603 3723 3724	平塚市西八幡 1-3-1
企業庁平塚水道営業所	管理課	0463-22-2711 0463-21-4649	2645	平塚市西八幡 1-3-1
平塚警察署	警備課	31-0110	—	平塚市西八幡 1-3-2

1-8 指定地方行政機関

令和5年1月

機 関 名	担 当 部 署	電 話	住 所	本市に關係する支所等	
		防災行政通信網		機 関 名・住 所	電 話
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
関東財務局 横浜財務事務所	総務課	045-226-1726	横浜市中区 北仲通5-57		
関東信越厚生局	総務課	048-740-0711	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東農政局	企画調整室	048-600-0600	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
	神奈川県拠点地方参 事官室	045-211-0584	横浜市中区 北仲通5-57		
関東森林管理局	企画調整課	027-210-1150	群馬県前橋市 岩神町4-16-25		
	東京神奈川森林 管理署 総務グループ	0463-32-2867	平塚市立野町38-2		
関東経済産業局	総務企画部 総務課	048-600-0213	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東東北 産業保安監督部	管理課	048-600-0433	埼玉県さいたま市 中央区新都心1-1		
関東運輸局	総務部 安全防災・ 危機管理課	045-211-7269	横浜市中区 北仲通5-57		
	神奈川運輸支局 総務企画担当	045-939-6800	横浜市都筑区 池辺町3540	湘南自動車検査登録事務所 平塚市東豊田369-10	54- 8909
関東地方整備局	防災室	048-600-1333	埼玉県さいたま市 中央区新都心2-1		
	京浜河川事務所 防災情報課	045-503-4018	横浜市鶴見区 鶴見中央2-18-1	相模出張所 平塚市中堂246-2	21- 3713
国土地理院関東地方 測量部	防災課	03-5213-2054	東京都千代田区九 段南1-1-15九段第2 合同庁舎9階		
東京航空局	東京空港事務所 空港安全部空 港危機管理課	03-5757-3020	東京都大田区 羽田空港3-3-1		
第三管区海上保安本部	警備救難部 環境防災課	045-211-0773 045-226-1686(直通) 9-481-9209	横浜市中区 北仲通5-57	湘南海上保安署 藤沢市江の島1-12-2	0466- 22- 4999
東京管区气象台	横浜地方气象台 防災管理官	045-621-1999 9-484-9209	横浜市中区 山手町99		
関東総合通信局	防災対策推進 室	03-6238- 1790, 1791	東京都千代田区 九段南1-2-1		

神奈川県労働局	総務部総務課	045-211-7350	横浜市中区 北仲通5-57	平塚労働基準監督署 平塚市浅間町10-22	43- 8615 43- 8616
関東地方環境事務所	総務課	048-600-0516	埼玉県さいたま市 中央区新都心11-2 明治安田生命さい たま新都心ビル18 階		
南関東防衛局	企画部 地方調整課	045-211-7102	横浜市中区 北仲通5-57		

1-9 指定公共機関

平成31年4月現在

県内における指定公共機関				本市に係る支所等	
機関名	担当部署	電話	住所	機関名	電話
		防災行政通信網		住所	
東日本旅客鉄道(株)	横浜支社 総務部安全企画室	045-320-2088 3966	横浜市西区 平沼1-40-26	平塚駅 平塚市宝町1-1	22-6677
東海旅客鉄道(株)	新幹線事業本部 企画部	03-5218-6230 3967	東京都千代田区 丸の内1-9-1丸の内中央ビル		
	静岡支社 総務課(昼) 輸送指令(夜)	054-284-2319 -	静岡県静岡市葵区黒金町4		
日本貨物鉄道(株)	関東支社 総務部	03-5793-9071 -	東京都品川区 東五反田1-11-15電波ビル5階		
東日本電信電話(株)	神奈川事業部 設備部災害対策室	045-212-8945 3963	横浜市中区 山下町198	神奈川西支店 藤沢市朝日町1-6N T T藤沢ビル	0466-22-8961
㈱エヌ・ティ・ティ・ド コモ	神奈川支店 企画総務部	045-226-8009 -	横浜市西区 みなとみらい4-7-3		
日本郵便(株)	神奈川郵便局 総務部	045-565-5001 -	横浜市 神奈川区新浦島町2-1-10	平塚郵便局 平塚市追分1-33	31-1201
日本銀行横浜支店	総務課	045-661-8111 -	横浜市中区 日本大通20-1		
日本赤十字社	神奈川県支部 事業部救護課	045-681-2123 -	横浜市中区 山下町70-7		
日本放送協会	横浜放送局 企画編成部	045-212-2822 3958	横浜市中区 山下町281		
中日本高速道路(株)	東京支社 保全・サービス事業部	03-5776-5655 3979	東京都港区 虎ノ門4-3-1		
東日本高速道路(株)	関東支社 管理事業部管理事業統括 課	048-631-0185 3983	埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1-11-20 大宮JPビルディング		
首都高速道路(株)	保全・交通部 防災交通管理室 防災対策課	03-3539-9528 3980	東京都千代田区 霞ヶ関1-4-1		
K D D I (株)	南関東総支社 管理部	045-211-1671 3965	横浜市西区 高島1-1-2横浜三井ビル25階		
日本通運(株)	横浜支店 業務	045-212-7318 3981	横浜市中区 尾上町5丁目78番地オーク関 内ビル	神奈川西支店 中井町境440	0465-80 -1722
東京電力パワーグリッド (株)	神奈川総支社業務総括グ ループ	045-201-6921 3950	横浜市中区 弁天通1-1	平塚支社 平塚市追分1-4	34-1411
東京ガスネットワーク(株)	東京ガス神奈川 ガスライト24	045-253-5428 3951	横浜市中区羽衣町1-2-1	神奈川西支店 藤沢市片瀬92	0466-28- 3751
エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ(株)	カスタマーサービス部 危機管理室	0570-03-9909 -	東京都千代田区 大手町2-3-5大手町本館ビル		
(独)国立病院機構	総務課	03-5712-5050 -	東京都目黒区 東が丘2-5-21		

ソフトバンク株式会社	総務本部 コーポレート セキュリティ部 災害対策課	03-6889-6601 —	東京都港区東新橋1-9-1		
------------	---------------------------------	-------------------	---------------	--	--

1-10 指定地方公共機関(一部)

平成31年4月現在

県内における指定公共機関				本市に関係する支所等	
機 関 名	室課名	電 話	住 所	機 関 名	電 話
		防災行政通信網		住 所	
神奈川中央交通(株)	運輸計画部 運転課	0463-22-8835 —	平塚市 八重咲町6-18	神奈川中央交通西(株)平塚営業所 平塚市田村4-5-4	55-7700
神奈川県医師会	地域保健課	045-241-7000 —	横浜市中区 富士見町3-1	平塚市医師会 平塚市東豊田448-3	52-0355
神奈川県歯科医師会	事務局 事業課	045-681-2172 —	横浜市中区 住吉町6-68	平塚歯科医師会 平塚市東豊田448-3	26-8255
神奈川県薬剤師会	事業課	045-761-3241 —	横浜市磯子区 西町14-11	平塚中郡薬剤師会 平塚市東豊田448-3	26-8500
(株)アール・エフ・ラジオ日本	総務部	045-231-1531 — —	横浜市中区 長者町5-85		
(株)テレビ神奈川	報道部	045-651-1182 —	横浜市中区 太田町2-3MBC4F		
横浜エフエム放送(株)	ニュース室	045-223-2585 —	横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー10F		
(株)神奈川新聞社	経営管理局 総務部	045-227-0020 —	横浜市中区 太田町2-23		
(一社)神奈川県トラック協会	総務部 防災対策室	045-471-5511 —	横浜市港北区 新横浜2-11-1	県央サービスセンター 厚木市長沼235 協同組合アツリュウ 内2階	046-281-7704
(公社)神奈川県LPガス協会	保安課	045-201-1400 —	横浜市中区 北仲通3-33		

1-11 防災関係機関等電話番号一覧表

令和5年1月現在

防 災 関 係 機 関 名 等	電 話 番 号	防災行政通信網
神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課	045-210-3430	3579
関東農政局神奈川県拠点	045-211-0584	
日本郵便(株)平塚郵便局	31-1201	
日本赤十字社神奈川県支部	045-681-2123	
湘南地域県政総合センター	22-2711	3711
平塚土木事務所	22-2711	3723
企業庁平塚水道営業所	22-2711	2645
平塚保健福祉事務所	32-0130	2631
平塚警察署	31-0110	
(一社) 平塚市医師会	52-0355	
(一社) 平塚歯科医師会	26-8255	
平塚商工会議所	22-2510	
東日本電信電話(株)神奈川事業部	045-212-8945	3963
東京電力パワーグリッド(株)平塚支社	57-4507	
東京ガスネットワーク(株) 神奈川西支店	0466-28-3751	
(一社) 神奈川県トラック協会	045-471-5511	
神奈川中央交通西(株)平塚営業所	55-7700	
東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅	22-6677	
湘南農業協同組合	93-8111	
平塚市漁業協同組合	21-0146	
(一社) 平塚建設業協会	31-0687	
平塚管工事業協同組合	21-6398	
湘南ケーブルネットワーク(株)	22-1213	
(株)湘南平塚コミュニティ放送	23-7111	
陸上自衛隊第4施設群第3科	046-253-7670	3802
陸上自衛隊第31普通科連隊第3科	046-856-1291	3804
第三管区海上保安本部	045-211-0773	2800
関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課	045-503-4018	
京浜河川事務所相模出張所	21-3713	
(公社) 神奈川県LPガス協会湘南支部平塚中郡部会	31-0947	
(公社) 神奈川県理学療法士会	045-326-3225	

1 - 1 2 県内市町村一覧表

令和5年1月

市町村名	室課名	電話番号 FAX番号	休日夜間 直通電話	防災行政 通信網	郵便番号・住 所
横浜市	総務局危機管理課	045-671-2171 045-641-1677		2010 3010	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
川崎市	総務企画局 危機管理室	044-200-2840 044-200-3972		3022	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
相模原市	危機管理局 危機管理課	042-769-8208 042-769-8326		3033	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15
横須賀市	市長室 危機管理課	046-822-8357 046-827-3151		3040	〒238-8550 横須賀市小川町11
鎌倉市	防災安全部 総合防災課	0467-23-3000 0467-23-3373		2060 3060	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10
藤沢市	防災安全部 危機管理課	0466-25-1111 0466-50-8401		2070 3070	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1
小田原市	防災安全部 危機管理課	0465-33-1855 0465-33-1858		3080 3082	〒250-8555 小田原市荻窪300
茅ヶ崎市	市民安全部 防災対策課	0467-82-1111 0467-82-1540		2090 3090	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
逗子市	経営企画部 防災安全課	046-873-1111 046-873-4520		2100 3100	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
三浦市	総務部 防災課	046-882-1111 046-864-1166		2110 3110	〒238-0298 三浦市城山町1-1
秦野市	くらし安心部 防災課	0463-82-9621 0463-82-6793		3122	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
厚木市	市長室 危機管理課	046-225-2190 046-223-0173		3132	〒243-8511 厚木市中町3-17-17
大和市	市長室 危機管理課	046-260-5777 046-261-4592		2140 3140	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1
伊勢原市	企画部 危機管理課	0463-94-4711 0463-95-7613		2150 3150	〒259-1188 伊勢原市田中348
海老名市	市長室 危機管理課	046-235-4790 046-231-2343		2161 3160	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1
座間市	市長室 危機管理課	046-252-7395 046-252-7773		3172	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1
南足柄市	総務防災部 防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328		3182	〒250-0192 南足柄市関本440
綾瀬市	市長室 危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701		3192	〒252-1192 綾瀬市早川550
葉山町	総務部 防災安全課	046-876-1111 046-876-1717		3202	〒240-0192 葉山町堀内2135
寒川町	町民部 町民安全課	0467-74-1111 0467-74-9141		3212	〒253-0196 寒川町宮山165
大磯町	政策総務部 危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991		3222	〒255-8555 大磯町東小磯183
二宮町	政策総務部 防災安全課	0463-71-3319 0463-73-0134		3232	〒259-0196 二宮町二宮961
中井町	地域防災課 防災班	0465-81-1110 0465-81-1443		3242	〒259-0197 中井町比奈窪56
大井町	防災安全課	0465-85-5002 0465-82-9965		3252	〒258-8501 大井町金子1995
松田町	総務課 安全防災担当室	0465-84-5540 0465-83-1229		3260	〒258-8585 松田町松田惣領2037
山北町	総務防災課	0465-75-3643 0465-75-3660		3272	〒258-0195 山北町山北1301-4

市町村名	室課名	電話番号 FAX番号	休日夜間 直通電話	防災行政 通信網	郵便番号・住 所
開成町	町民サービス部 環境防災課	0465-84-0314 0465-82-3274		3283	〒258-8502 開成町延沢773
箱根町	総務部 総務防災課	0460-85-9561 0460-85-7577		3290	〒250-0398 箱根町湯本256
真鶴町	総務課	0465-68-1131 0465-68-5119		3302	〒259-0202 真鶴町岩244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 0465-62-1991		3312	〒259-0392 湯河原町中央2-2-1
愛川町	危機管理室	046-285-2111 046-285-4091		3320	〒243-0301 愛川町角田286-1
清川村	総務課	046-288-1212 046-288-1767		3330	〒243-0195 清川村煤ヶ谷2216

1-13 指定行政機関

平成31年4月現在

機 関 名	室 課 名	電話（代表）	電話（直通）	住 所
		内 線 番 号	FAX番号	
内 閣 府	政策統括官（防災担当） 付参事官（防災計画担当）	03-5253-2111		〒100-8914
		51316, 51317, 51320	03-3581-7510	千代田区永田町1-6-1
警 察 庁	警備局警備運用部警備第二課	03-3581-0141		〒100-8974
		5761～6, 2070～1		千代田区霞が関2-1-2
防 衛 省	統合幕僚監部参事官付	03-3268-3111		〒162-8801
		30950～30956	03-5269-3246	新宿区市谷本村町5-1
金 融 庁	総務企画局政策課	03-3506-6000	03-3506-6021	〒100-8967
		3179, 3161	03-3506-6267	千代田区霞が関3-2-1
消 費 者 庁	総 務 課	03-3507-8800		〒100-8958
		2037	03-3507-9275	千代田区霞が関3-1-1
総 務 省	大臣官房総務課	03-5253-5111	03-5253-5090	〒100-8926
		5090	03-5253-5093	千代田区霞が関2-1-2
消 防 庁	防 災 課	03-5253-5111	03-5253-7525	〒100-8927 千代田区霞が関2-1-2
		43121	03-5253-7535	
	防 災 情 報 室	03-5253-5111	03-5253-7526	
		43541	03-5253-7536	
	応 急 対 策 室	03-5253-5111	03-5253-7527	
		43421	03-5253-7537	
	特 殊 災 害 室	03-5253-5111	03-5253-7528	
42721		03-5253-7538		
(宿 直 室)	03-5253-5111	03-5253-7777		
	49102	03-5253-7553		
法 務 省	大臣官房秘書課広報室	03-3580-4111	03-3592-5396	〒100-8977
		2088		千代田区霞が関1-1-1
外 務 省	大臣官房総務課	03-5501-8000		〒100-8919
		5092	03-5501-8057	千代田区霞が関2-2-1
財 務 省	総合政策課政策推進室	03-3581-4111	03-3581-7934	〒100-8940
		5162		千代田区霞が関3-1-1
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	03-5253-4111	03-6734-2290	〒100-8959
		2290	03-6734-3689	千代田区霞が関3-2-2
文 化 庁	企画調整課	03-5253-4111	03-6734-4791	〒100-8959
		4791		千代田区霞が関3-2-2
厚 生 労 働 省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	03-5253-1111	03-3595-2172	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2
		2830		
		03-5253-1111	03-3595-2194	
農 林 水 産 省	大臣官房文書課災害総合対策室	03-3502-8111	03-3502-6442	〒100-8950
		3125	03-6744-7158	千代田区霞が関1-2-1
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	03-3501-1511	03-3501-1327	〒100-8901
		2117～2119		千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	長官官房総務課	03-3501-1511	03-3501-2669	〒100-8931
		4471～4476		千代田区霞が関1-3-1
中 小 企 業 庁	事業環境部企画課 経営安定対策室	03-3501-1511	03-3501-2698	〒100-8912
		5251～5255		千代田区霞が関1-3-1
国 土 交 通 省	大臣官房参事官 (運輸安全防災)	03-5253-8111	03-5253-8309	〒100-8918 千代田区霞が関2-1-3
		25-628		
		03-5253-8111	03-5253-8461	
国 土 地 理 院	企画部防災推進室	029-864-1111	029-864-4512 029-864-6572	〒305-0811 茨城県つくば市北郷1
		3123, 3631	029-864-1658	
		03-3212-8341	03-3214-7902	〒100-8122
気 象 庁	総務部企画課防災企画室	2229		千代田区大手町1-3-4
		03-3591-6361	03-3591-9819	〒100-8976
海 上 保 安 庁	警備救難部環境防災課			千代田区霞が関2-1-3
		03-3581-3351	03-5512-5010	〒100-8975
環 境 省	大臣官房総務課危機管理室	7073	03-3591-5939	千代田区霞が関1-2-2
		03-3581-3352	03-5114-2114	〒106-8450
原子力規制委員会	総 務 課	—	03-5114-2173	港区六本木1-9-9

1-14 自衛隊

令和5年1月現在

	機 関 名	室 課 名	電 話	住 所
			F A X 番 号	
陸 上 自 衛 隊	第3 1 普通科連隊	第 3 科	046-856-1291 (634) 046-856-1291 (614, 690)	〒238-0392 横須賀市御幸浜1-1
	東部方面総監部	防 衛 部 防 衛 課	048-460-1711 (2256, 2257) 048-460-1711 (2739)	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
	第1 師団	師団司令部 第 3 部	03-3933-1161 (2752) 03-3933-1161 (2739)	〒179-0081 東京都練馬区北町4-1-1
	第1 2 旅団	旅団司令部 第 3 部	0279-54-2011 (2285, 2286) 0279-54-2011 (2239, 2233)	〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村大字新井1017-2
	第4 施設群	第 3 科	046-253-7670 (2235) 046-253-7670 (2666)	〒252-0326 相模原市南区新戸 2 9 5 8 番地
	第1 高射特科大隊	第 3 係	0550-87-1212 (431) 0550-87-1212 (583)	〒412-8585 静岡県御殿場市駒門5-1
	中央輸送隊	企 画 科	045-335-1151 (238) 045-335-1151 (533)	〒240-0062 横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
	富士教導団	第 3 科	0550-75-2311 (2628) 0550-75-2311 (2618)	〒410-1432 静岡県駿東郡小山町須走481-27
	通信学校	企 画 室	046-841-3300 (203) 046-841-3300 (206)	〒239-0828 横須賀市久比里2-1-1
	高等工科大学	企 画 室	046-856-1291 (206) 046-856-1291 (259)	〒238-0392 横須賀市御幸浜2-1
東部方面航空隊	第 3 科	042-524-9321 (231) 042-524-9321 (214)	〒190-8501 東京都立川市緑町5	
海 上 自 衛 隊	横須賀地方総監部	防 衛 部 第3 幕僚室	046-822-3500 (2543) 046-823-1009	〒238-0046 横須賀市西逸見町1無番地
	第4 航空群	司 令 部 作 戦 室	0467-78-8611 (2245, 2246) 0467-78-8611 (2281)	〒252-1101 綾瀬市無番地
	自衛隊神奈川地方協力本部	総務課	045-662-9426 045-662-9498	〒231-0023 横浜市中区山下町253-2
航 空 自 衛 隊	中部航空方面隊司令部	防 衛 部	04-2953-6131 (2233) FAX (2269)	〒350-1394 埼玉県狭山市稻荷山2-3
	第1 高射群第2 高射隊	総括班 運 用	046-856-1291 (504, 540) FAX (518)	〒238-0317 横須賀市御幸浜3-1
	航空支援集団司令部	防 衛 部 運 用 課	042-362-2971 (2583) FAX 042-363-8759	〒183-0001 東京都府中市浅間町1-5-5
	航空総隊司令部	防衛部運用課 作 戦 室	042-553-6611 (4624) FAX (042-552-9995)	〒197-8503 東京都福生市大字福生2552